

保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書(表面)

④入園月には、提出した書類のとおり在園します。保育所等の利用内定または利用開始後に申請内容が事実と異なり、保育認定および利用調整（入園進考）に重大な影響を及ぼし、確認事項および同意事項を遵守できない場合は、**他申請児童との公平性を保つためいかなる場合であっても、区からの内定辞退または退園手続きの案内について、速やかに応じます。**

世帯全員の氏名(上記の申請者含む)を記載して申請児童の番号に☑を入れてください。

複数の児童を同時に申請しますか？	☒	いいえ	☐	はい	「はい」の場合、きょうだい入園(転園)条件確認表を提出してください。
------------------	-------------------------------------	-----	--------------------------	----	------------------------------------

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

○類似名称の保育施設を誤って記載した場合の責任は負いかねますので、よくご確認のうえで申請してください。

保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（裏面）

保育が必要な事由 (父母それぞれ該当する 項目1つにチェック)		父	☒ 就労(☐ 就労内定) ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()																	
		母	☒ 就労(☐ 就労内定) ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ 出産 ☐ その他()																	
保育の必要量 (いずれかにチェック)		☒ 標準時間（一日8時間超） ☐ 短時間（一日8時間以下） ・保育が必要な事由が一日6時間未満の就労の場合は、原則短時間です。 ・求職活動中の場合は短時間です。 ・短時間就労対応型保育(短時間保育室)および家庭的保育事業は、短時間希望者のみ申請できます。 ・短時間は8時間を越えた預かり時間に対して、別途延長保育料が発生します。																		
延長夜間保育の希望		☐ 希望あり ※未定の場合は ☒ 不要です																		
		母の状況				父の状況														
父 母 の 状 況	就 労 ・ 就 学	事業所名 (学校名)	株式会社〇〇						品川 太郎											
		就職月日 (入学年月日)	2016	年	4	月	1	日	2016	年	4	月	1	日						
		勤務時間 (就学時間)	9	時	0	分	～	18	時	0	分	9	時	0	分	～	18	時	0	分
		日数	月平均	20	日/	定休日	土、日、曜日	月平均	20	日/	定休日	土、日、曜日								
	疾 病 ・ 障 害	不存在	☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 失踪 年 月から						☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 失踪 年 月から											
		出産	予定日	年	月	日														
		病名・障害名																		
		手帳の有無	☐ 有 手帳 級／度・ ☐ 無						☐ 有 手帳 級／度・ ☐ 無											
		病院名																		
介 護 ・ 看 護		介護・看護を 受ける人	申請児童から見た続柄 ()						申請児童から見た続柄 ()											
		病名・障害名																		
	手帳の有無	☐ 有 手帳 級／度・ ☐ 無						☐ 有 手帳 級／度・ ☐ 無												
	病院名																			
	その他																			

【保育が必要な事由欄】

入園希望月における、主な保育が必要な事由に☑をつけてください。
保護者1人につき、認定する事由は1つのみです。

【保育の必要量欄】

○どちらに☑をつけても保育園の入りやすさに影響はありません。

○短時間就労対応型保育（短時間保育室）および家庭的保育事業に入園申請する場合は、短時間に☑をつける必要があります。

○保育が必要な事由が「求職活動」の方は、短時間のみです。

○認可保育施設に在園中の児童が、下の子の育児休業を理由に転園申請する場合は、「☒ その他（育児休業中の転園申請）」と記載してください。
（育児休業中に新規入園申請をする場合は、入園月中に就労を伴った復職が必要です）

○保育の必要量は、変更希望月の前月20日までに届け出をすれば
申請後・入園前に変更することができます。

【父母の状況】

○保育が必要な事由に☑した項目を記載してください。

○その他、該当項目がある場合も記載してください。

【児童の健康状況】

○健康上あるいは発達上気になることについて
「あり」に☑した場合は、心身状況申告書（品川区所定様式）、
児童調査書（品川区所定様式）、障害者手帳・発達検査結果等
の写し（お持ちの方のみ）を提出してください。

○食物アレルギーについて
申請日時点で把握しているアレルギーについて記載してください。
申請後に判明したアレルギー等は、入園が決まった際に保育園へ
ご相談ください。
現時点で不明の場合は、記載不要です。

児 童 の 健 康 状 況	●健康上あるいは発達上気になること	※現時点の状況を記載してください
	☒ なし	
	☐ あり → 該当児童名	【 】
	診断名・病名・気になる点	【 】
	※「あり」の場合、「児童調査書」・「心身状況報告書」の提出が必要です※	
●食物アレルギーについて	※食物アレルギーがある場合は、現時点の状況を記載してください ※現時点で「不明」の場合は、記載不要です	
	食物アレルギーのある児童名	【 】
	該当するアレルゲン	【 ☐ 卵 ☐ 牛乳 ☐ 小麦 ☐ そば ☐ 豆類 ☐ えび ☐ かに ☐ その他 【 】
	上記の食物は、給食等から除去する必要がある	☐ ある ☐ ない

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

記載例

入転園確認表

【令和9年度入転園申請用】

保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書(表)の署名のとおり、内容を全て理解し、回答漏れ・不備書類がないことを確認のうえ、
回答項目が一つもない場合でも、必ず本紙(表・裏)をご提出ください。
回答漏れ・書類の不備または不足があった場合、調整指数の適用がされない等利用調整上影響があっても一切考慮できません。
 また、調整指数の適用を希望されない場合、裏面の項目8から14のチェックおよび追加書類の提出は不要です。

確認事項	回答項目	備考	※関連指数
1 申請初月のみの入園希望とし、翌月以降の申請は取り下げる。	☐	左記に✓した場合、申請初月のみの申請として取り扱います。 【注意事項】 ・✓した場合、申請初月以外の結果通知発行に一切応じません。 ・✓しない場合、当該年度の2月入園審査まで有効です。	-
2 保育所等への入所を希望するが、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	☐	左記に✓した場合、優先順位を一番低くして選考します。 【注意事項】 ・育児休業の延長に必要な保育所等利用不可通知書について、必要な入園希望月等を必ず職場に確認ください。 ・No2にチェックする場合、就労要件にて申請してください。	-
3 入園月中に育児休業から復職せず、品川区内の認可保育園、地域型保育事業、認定こども園(保育園部門)から転園を希望する。	☐	【注意事項】 ①世帯にて別に新規入園申請をする児童がいる場合、入園月中の復職が必要です。復職を伴わない転園申請はできません。 ②基本指数については就労ではなく妊娠・出産を適用します。	基本指数番号2
4 転職、起業等の理由のため、現在の職場での勤務状況が確認できない。	☐	【注意事項】 下記書類の提出がない場合、就労内定の指数を適用します。 ①1ヶ月以内の転職かつ前職が雇用契約のある職場にて勤務 ⇒前職の給与明細(退職月分)、源泉徴収票等 ②1ヶ月以内の転職かつ前職が自営業者等にて勤務 ⇒前職分の就労状況申告書および就労根拠(開業届等) ③前職がないが現在学校に通学している、または通学していた ⇒就学(予定)状況証明書(品川区所定様式)	基本指数番号1 基本指数番号6
5 入園月の保護者の働き方等について ●時短勤務を取得し、勤務時間を1日あたり2時間以上短縮する。(または、短縮後の拘束時間が5時間45分未満に満たない) ※上記に該当しない場合は申告不要です ※日数を短縮する場合も含む ⇒ 右記(5-1) の記載が必要です。 ●契約変更等により、現在の雇用契約から勤務の日数、時間を変更する。 ※就学の場合の履修変更等の場合も含む ⇒ 右記(5-2) の記載が必要です。 【注意事項】 右記にて申告せず、(5-1)または(5-2)を取得し、利用調整上影響がある場合、他申請児童との公平性を保つためにいかなる場合であっても内定辞退または退園手続きが必要です。	☐	(5-1) 時短取得する方のみ下記に記載してください。 (父) 変更後、月 日・週 時間にて就労 (母) 変更後、月 日・週 時間にて就労 ※週の間隔は休憩時間を含めた拘束時間で記載してください。 【注意事項】 上記で申告した場合、申告した就労日数、時間で指数認定します。 (5-2) 契約変更等する方のみ下記に記載してください。 (父) 変更後、月 日・週 時間にて就労(就学) (母) 変更後、月 16 日・週 36 時間にて就労(就学) ※週の間隔は休憩時間を含めた拘束時間で記載してください。 【注意事項】 上記で申告した場合、就労証明書備考欄に勤務日数等を変更する旨の証明または就学(予定)状況証明書に就学日数等を変更する旨の証明が必要です。締切日までに提出を確認できない場合は、上記で申告された内容では審査できません。	基本指数番号1
6 現在、妊娠している。 ※該当する場合、右記に出産(予定)日を記載してください。	☐	出産予定日: 年 月 日 【注意事項】 出産(予定)月を挟んで前後2ヶ月は原則出産要件の指数を適用しますので、親子健康手帳の写しをご提出ください。 また、出産(予定)月の3ヶ月目以降は、申請締切日までに申請要件の変更または申請取下の手续が必要です。 手続きがない場合、書類不備として取り扱います。	基本指数番号2
7 現在、妊娠しているが(上記6にて回答済み)、入園月中に就労する。	☐	左記に✓した場合、母については就労要件にて申請してください。 利用調整上、就労の指数を適用します。 【注意事項】 入園月中に就労をしない場合、内定取消となります。産前産後の体調を必ず考慮したうえで、ご回答ください。	基本指数番号1

(注意)裏面についても必ず確認・提出してください。

【No.1】

☑をつけた場合は、入園希望月のみの申請となります。
 入園希望月の翌月以降は、申請が継続されないため、結果通知は一切発行できません。

【No.2】

育児休業取得中の方が対象です。就労要件にて申請してください。
 ☑をつけた場合は、入園選考における優先順位を一番低いものとして取り扱います。

【No.3】

認可保育施設に在園中の児童が、下の子の育児休業を理由に転園申請する方が対象です。(育児休業中に新規入園申請をする場合は、入園月中に就労を伴った復職が必要です。)

【No.4】

入園希望月から就労を開始する場合、就労内定の指数を適用します。
 前職等がある場合は、勤務状況等が確認できる関係書類を提出してください。
 前職からの勤務の継続性が確認できた際には、雇用契約上(申告上)の勤務日数、時間で指数を認定します。

【No.5】

- (5-1) 育児短時間勤務制度を利用し、1日2時間以上短縮する(または、短縮後の拘束時間が5時間45分未満に満たない)場合は、記載してください。育児短時間勤務制度の特例については、「保育園のご案内」をご確認ください。
- (5-2) 以下のいずれかに該当する方が記載する項目です。
- ・会社員等が雇用契約を変更する場合(時短勤務は含まない)
 - ・自営業主等が勤務時間等を変更する場合
※どちらも変更内容が記載された就労証明書の提出が必要
 - ・学生で、就学日数・時間数を変更(履修変更)をする場合
※変更内容が記載された就学状況証明書の提出が必要

【No.6】

入園希望月が出産(予定)月の前後2ヵ月に該当する場合に記載してください。
 当初該当していたが、該当しなくなった場合は、申請要件の変更または申請取下の手续が必要です。

【No.7】

No.6に☑した方で、入園月中に実際に就労する方が対象です。
 就労予定がなくなった場合、早急に入園相談担当へ連絡してください。

記載例

調整指数の適用を希望されない場合、下記の項目8から14のチェックおよび追加書類の提出は不要です。

調整指数に関すること	8	申請児童のこの保育施設に預けていない、または品川区内の認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（保育園部門）に預けている。 ⇒ 右記の記載は不要です。 ※定期利用保育事業は記載が必要です。 【注意事項】 品川区内の認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（保育園部門）、定期利用保育事業から転園が決定した場合は、内定を辞退しても元の保育園には戻れません。 ●現在、認可外保育施設等に申請児童を預けている、または預ける予定がある。 ⇒ 右記の記載が必要です。 調整指数番号8の適用条件は、下記2点です。 ①預かり時間が月48時間以上である。 （入園希望月の前月までに預ける予定を含む） ②入園希望月の前月までに就労している。 （就労予定を含む）	左記に✓した場合、以下に記載してください。 ☐ (1) 定期利用保育事業 （園名： ） ☐ (2) 認可外保育施設等 ※認可外保育施設等に預けている方が加点を希望する場合、受託証明書の提出が必要です。 ☒ 認証 ☐ 認可外 ☐ シッター ☐ 企業主導型 ☐ 事業所内保育所 ☐ その他 ① 施設名： ○○保育園 ② 入園月： 2026 年 10 月 ③ 保育時間： 月 128 時間 ④ 復職予定日： 2026 年 10 月 10 日 【注意事項】 就労証明書No.11または復職証明書にて、入園希望月の前月までに就労予定であることを確認しますので、証明書類を必ずご提出ください。 入園希望月の前月までの復職を確認できない場合は、調整指数番号8の対象外となります。	調整指数番号8
	9	生活保護を受給している。	☐ 【下記の書類が必要です】 生活保護受給証明書	調整指数番号1
	10	保護者どちらかが保育士等（保育士、幼稚園教諭、保育教諭）として保育園等で勤務している。	☐ 【下記の書類が必要です】 保育士等優先入園に関する誓約書	調整指数番号13
	11	保護者どちらかが会社社令により単身赴任している、または予定がある。	☐ 赴任先：（都道府県） （市区町村） 【下記の証明が必要です】 就労証明書No.17、備考欄	調整指数番号10
	12	保護者どちらかが障害者手帳・愛の手帳を持っている。	☐ 【下記の書類が必要です】 ①手帳の写し ②主治医がいる場合、保育状況意見書	調整指数番号14
13	保護者どちらかが特定医療費（指定難病）受給者証を持っている。	☐ 【下記の書類が必要です】 受給者証の写し	調整指数番号15	
14	申請児童の弟・妹の育児休業取得により、区内の認可保育園等を退園したことがある。	☐ 当該項目に関連する書類の提出は不要です。	調整指数番号11・12	
階層に関すること	15	令和8年または令和9年の1月1日に品川区外に住民登録がある。 【注意事項】 品川区に住民登録がない方は、マイナンバー等の情報を利用し、課税されている自治体に課税状況の照会をします。照会の結果、課税状況の確認ができない場合は、原則最高階層にて審査します。ご自身の課税状況については、課税自治体の税を担当する部署にご確認ください。	左記に✓した場合、下記に記載してください。 ☒ ①令和8年1月1日品川区外に住民登録がある →令和9年4月～8月選考は下記自治体へ税額を照会 父：（都道府県） 海外 （市区町村） 母：（都道府県） 東京都 （市区町村） 大田区 ☐ ②令和9年1月1日品川区外に住民登録がある →令和9年9月～令和10年8月選考は下記自治体へ税額を照会 父：（都道府県） （市区町村） 母：（都道府県） （市区町村）	-
	16	令和7年または令和8年中に海外収入がある。国外に居住し、収入がない場合も提出が必要です。 【注意事項】 国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分を申告してください。 収入がない場合は、「年間給与証明書・年間収入申告書」の収入欄に0円と記載し、ご提出ください。	左記に✓した場合、入園希望月に応じて、該当する年の海外収入を「年間給与証明書・年間収入申告書」にてご提出ください。 ☒ ①令和9年4月～8月の利用月に入園申請する方 →令和7年中の年間給与証明書・年間収入申告書 ☐ ②令和9年9月～令和10年8月の利用月に入園申請する方 →令和8年中の年間給与証明書・年間収入申告書 【注意事項】 ①会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。 ②書類提出がなく、税額の確認ができない場合は、最高階層にて審査します。	-
	17	祖父母と同居している、または同居する予定がある。 ※同居の祖父母について、階層の算定対象とする場合があります。	☐ 【下記の書類が必要です】 保護者の直近3ヶ月分の給与明細等の収入が分かる書類 ※保護者全員が非課税で収入が確認できない場合のみ	-

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

本紙は提出が必要です

【No. 8～No. 14】

本項目の☑および書類の提出がない場合または本項目に☑したが書類の提出がない場合、調整指数の適用を希望しないものとし、調整指数を適用しません。

【No. 8】

申請児童を「認可外保育施設等」に預けていて、加点を希望する場合は☑をつけ、「受託証明書（品川区所定様式）」をご提出ください。また、受託証明書の内容に沿って①～③を記載し、現在取得中の育児休業から復職して就労する予定がある方は、④復職予定日を記載してください。既に就労中の場合は、④の記載は不要です。

【No. 15】

品川区に住民登録がない方は、マイナンバー等の情報を利用し、課税されている自治体に課税状況の照会をします。照会の結果、課税状況の確認ができない場合は、原則最高階層にて審査します。ご自身の課税状況については、課税自治体の税を担当する部署にご確認ください。

【No. 16】

該当する年に「国外収入」がある場合（国外に居住し、収入がない方を含む）、年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式）を提出してください。
令和9年4月入園申請後、不承諾が続き、令和9年9月以降も入園申請が継続された場合、令和8年の年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式）を提出してください。

【No. 17】

保護者全員が非課税で収入が確認できない場合、同居の祖父母を生計を一にしている扶養義務者とみなし、階層算定する場合があります。